

委員会審査

10月臨時会で決算特別委員会へ付託された平成20年度大洲市歳入歳出決算（議会閉会中の継続審査）と、12月定例会で委員会に付託された議案等について審査を行いました。

決算特別委員会

委員長 吉岡 猛

◆市税及び使用料の収滞納状況等について

説明 市税の収入済額は約47億234万円で、対前年度比2,881万円の減であり、徴収率は、全体で95・44パーセント、前年度より0・2パーセント減少している。

一方、保育料の滞納額については58世帯で約880万円であり、住宅使用料の滞納は、103名で5,906万7,649円であった。

問 住宅使用料の滞納者への対応について

答 住宅使用料を3カ月滞納した場合は、住宅の明け渡し請求ができることになっていくが、公営住宅は住宅に困窮している低所

得者を対象に低額の家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するのが目的であることから、慎重に対処してきた。現在、「市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱」に基づき、不公平が生じることのないよう悪質者に対し支払いと明け渡しを求め法的措置を行う通知をしており、今後もその効果を見ながら順次対応して改善をしていく考えである。

◆学校耐震化事業について 現状と今後の見通しについて

問 市内の107棟の校舎・体育館の内、新耐震基準による建物は53棟で、残り54棟の旧耐震基準による建物の耐震化優先度調査を実施している。この調査で優先度1となった新谷小学校については、2次診断と

なる耐力度調査により改築が必要な点数になったため、改築に向けての作業を進めているところである。優先度2の長浜小学校、喜多小学校については2次診断を実施し、長浜小学校については診断結果が出たため、耐震補強工事の設計を完了したうえで工事に取り掛かる予定である。また、市内全域の学校耐震化工事については、優先度1から3の校舎または体育館から速やかに着手し、できる限り前倒しで進めていく考えである。

耐震化補強工事予定の長浜小学校



総務企画委員会

委員長 山本 光明

◆企業立地促進条例の制定について

説明 企業立地の促進を図るため、既存の産業振興条例及び企業誘致条例並びに拓海工業団地企業立地促進条例の3つの条例を廃止し、奨励措置の適用基準を緩和し、奨励金の額を引き上げることなどを内容とした、新条例を制定しようとするものである。

問 企業誘致の数値目標について

答 八幡浜官材協同組合の進出が決定し、その他数件問い合わせも寄せられているが、昨今の厳しい社会経済情勢等を考慮すると目標の設定は困難である。今回の条例制定を機に更なる努力をしていきたい。

◆指定管理者の指定について

問 指定管理料の見込みについて

答 利用料金等の収入は指定管理者の収入となることから、今まで市が直営



指定管理者制度を導入する臥龍山荘（不老庵）

で管理していた経費と利用料金との差額等を考慮した金額を考えており、大洲城は220万円程度、大洲家族旅行村は780万円程度を想定している。なお、臥龍山荘については観覧料のみで管理費が賄える見込みであるため、指定管理料の支払いは考えていない。

問 観覧料の設定について

答 条例で規定する金額内で管理者が市長の承認を得て設定することとなるが、条例上の区分は市内・市外の類似施設を調査のうえ、基本的な料金設定であ